令和８年度（2026 年度）エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（新十津川雨竜地域）委託業務実施要領

第１　目的

本業務は、北海道内においてエゾシカの生息数や農林業被害等がいまだ高水準であることから、地域内でエゾシカ捕獲が行われていない箇所や鳥獣保護区等での捕獲を道が行うことにより、事業実施地域周辺のエゾシカによる農林業及び生活環境に係る被害、生物多様性に及ぼす影響等を減少させるとともに、捕獲技術を検証し、地域のエゾシカ捕獲効率向上を図ることを目的とする。

第２　業務内容及び実施方法

本業務では、事業実施地域における関係者等から助言を得ながら、市町村等による捕獲が困難な箇所において、捕獲事業を実施する。

なお、捕獲場所及び捕獲手法、捕獲目標頭数等については、北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画書によることとし、その他は次のとおりとする。

１　業務処理計画書及び従事者証交付申請書の提出

委託契約書第４条により提出する業務処理計画書については、業務の実施体制や処理日程を記載することとし、契約締結後速やかに業務担当員に提出すること。

また、従事者証の交付申請書（別記第３号様式の５）に必要事項を記入の上、提出すること。

２　事前調査の実施

実施地域内において、現地踏査及び地元関係者からの聞き取り等によりエゾシカの出没状況等を把握し、より効果的な実施場所を選定すること。

また、捕獲範囲が広域であることからドローン等を用いて効果的な実施手法を検討すること。調査にあっては事前に地元関係者と連絡調整を行い、円滑な実施に努めること。

３　捕獲作業計画の策定

捕獲実施計画書及び事前調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。捕獲作業計画においては、捕獲事業内容、緊急時の連絡体制等安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理対応方針等を記載すること。

なお、次の点に留意すること。

（１）捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど実施作業に関する具体的事項を記載すること。

なお、事業内容及び注意事項について、次のとおり。

捕獲場所	新十津川町美沢地区、雨竜町国領地区
捕獲方法	銃猟（ただし、鉛弾を使用しない。）
捕獲実施時期	令和８年（2026 年）12 月上旬から令和９年（2027 年）２月下旬
実施回数	出猟日数５日程度。 捕獲作業に従事する際は、出猟日前日に事前調査（下見）を実施し、射手１名以上、補助者１名以上の体制で実施すること。 事前調査（下見）を実施する際は、往復５㎞以上は調査を実施すること。 １日以上はドローンを活用したエゾシカの探索を試行すること。
捕獲目標	20 頭
注意事項	・除雪は実施しない。 ・雨竜町国領地区は電波圏外である。

	・道道 432 号線の雨竜町字国領から暑寒ダムゲートまでの区間は、令和８年 10 月 22 日から令和９年６月３日までは冬期通行止めとなるため、実施手法はスキー等を用いる忍び猟を前提とする。

（２）安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また周辺利用者等に対する周知方法、事故防止に向けた捕獲時の現地立ち入り規制体制を記載すること。

（３）関連する法令・規制

関連する法令及び条例等について記載すること。

（４）捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法及び処理方針について記載すること。

４　調整会議での事業説明

実施地域において、道が開催する調整会議に出席し、関係機関との調整及び地元関係者等への安全管理の確保のため作業計画について説明を行うこと。その際において修正・変更などを求められた場合には、改めて業務担当者と協議を行い、適宜対応すること。

また、捕獲事業終了後において、道が開催する調整会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

５　捕獲の実施及び注意事項等

３で定めた捕獲作業計画に基づき捕獲を実施すること。捕獲手法について捕獲実施状況等に応じ変更する必要があるときは、業務担当員と事前に協議すること。

なお、捕獲実施時にエゾシカ生息状況調査のための首輪や耳標を付けた個体を確認した場合は、可能な限り捕獲の対象とはしないこと。

事業期間中に、実施地域において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第４条第３項で定める国内希少野生動植物種を確認した場合は、速やかに業務担当員に協議しその指示に従うこと。その場合、必要に応じ道が指定する専門家の助言を受けながら事業を実施しなければならないことがあるので留意すること。

捕獲作業に伴い設置した工作物等がある場合は、作業終了後に速やかに撤去するとともに、跡地を原状回復し、風致の保護上支障のないよう整理すること。

６　捕獲個体の確認・記録

捕獲個体の確認にあっては、振興局等が実施する確認作業（現地確認、処理先への搬入による確認、書類確認等）に協力すること。指定管理鳥獣の捕獲場所等の情報を ICT（情報通信技術）により収集・蓄積し、指定管理鳥獣の効果的・効率的な捕獲の実現を図る観点から、捕獲確認の証拠写真の撮影にあたっては、GPS 機能付きカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めるものとする。

捕獲個体の確認にあっては、捕獲個体について捕獲個体確認書（別記第 2-2 号様式）を作成すること。

上記確認作業のほか、捕獲個体毎に捕獲者名、捕獲場所、捕獲手法、捕獲時の日時、天候、捕獲個体の状態、個体処分方法等を捕獲個体記録票(別記第１号様式)により記録することとし、捕獲個体を放置した場合は、備考欄に放置場所の緯度経度を記載すること。

また、記録票には次の書類を添付すること。

（１）止め刺しを行った捕獲個体の証拠写真

捕獲個体については、頭部を右側に置いて、赤色の油性スプレー等で耳から胴部を経由して尾の先までを塗布し、胴部に個体番号（通し番号）を記入すること。証拠写真は、捕獲従事者（又は従事者証)、捕獲個体、捕獲情報を記載したホワイトボード等を撮影することとし、データも併せて添付すること。

なお、日付を印字できるカメラを使用する場合は、ホワイトボード等を省略可能とする。

7　捕獲個体の処理

捕獲個体は、全頭回収を基本とするが、公道（通行止め区間含む）から離れた場所に限り放置を可能とする。放置する場合は、放置した個体又は放置個体に誘引された鳥獣等により発生する生態系、生活環境又は地域の産業への影響に十分考慮する。

また、捕獲及び放置の際には水源等への影響がないよう努める。６の記録に加え、放置個体近くに目印（ピンクテープや自動撮影カメラ等）を取り付けるなど事業途中であっても放置した捕獲個体の消失状況の把握に努め、捕獲終了後に個体の状況を確認すること。

有効活用事業者へ搬入する場合は、受入先とは、捕獲実施前から連絡調整を行い、可能な限り捕獲個体の有効活用に取り組むこと。

なお、有効活用に適さない捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適正に処理すること。処理にあたっては、搬出、運搬、受入を行った記録を整理するとともに、有効活用事業者に引き渡した場合は有効活用事業者が作成した受取証（別記第2-1 号様式（参考様式））の写し、一般廃棄物処理の場合は処理伝票等を整理し、６の捕獲個体記録票に添付すること。

ただし、捕獲個体を有効活用する場合の受入先は、保健所から食品衛生法第 52 条第 1 項に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこととする。なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCP に基づく衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮するものとする。また、ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項による届出を行っている事業者であることを要件とする。

8　作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況について記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、「６　捕獲個体の記録」により整理すること。

なお、作業日報の様式については、別記第 8-1 号様式及び別記第 8-2 号様式を参考とすること。

9　その他

（１）道との連絡調整等

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施し、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。捕獲努力量（捕獲実施日数）が捕獲実施計画書に示す数値に達しない場合は契約変更を行う必要があるため、その見込が生じた場合は速やかに業務担当員に申し出ること。

（２）安全管理体制の構築

３の（２）で定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。捕獲事業の実施にあたっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関へ周知を図ること。

また、捕獲事業の実施期間は、利用者の目につく看板を設置するなど、安全管理を行うこと。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、冬期間については事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等が発生しないよう安全な装備と計画のもと実施すること。

（３）捕獲従事者証の携行

捕獲事業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、１の申請により道が発行する従事者証を常に携行すること。

（４）関係法令の遵守

銃刀法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

第３　実績報告

１　実績報告書及び成果品の内容

委託契約書第 11 条第１項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、別紙様式 14 により提出すること。

また、成果品は下記２に基づき作成し提出することとし、提出の際にはその内容を説明すること。

ア　捕獲事業完了報告書　２部

イ　完了報告書の電子データ及び撮影写真を保存した DVD-R　２部

２　成果品の仕様・体裁等

成果品は A4 版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して作成すること。なお、写真・図面等はカラーとすること。

成果品の作成に当たっては、事前調査等の概要（エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、その他事業実施全体にあって支障となった点や要改善点等を記載すること。また、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要・シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。

特に、捕獲目標に達しなかった場合においては、事前調査の方法・回数、捕獲計画策定の経緯、現地の状況、天候等、考えられる要因を全て検証して、今後の捕獲事業の資料となるよう詳細に報告すること。

捕獲事業の実施に伴い撮影した写真は、成果品への使用の有無にかかわらず、DVD-R に保存して提出すること。

なお、電子データは、Microsoft 社 Windows11 形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフト Just system 社一太郎（ファイル形式は一太郎 Pro4 以下）又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2016 以下）、表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2016 以下）を使用し、画像については、JPEG 形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDF ファイル形式」に変換して保存し、DVD-R 及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

３　納入期限

令和９年（2027 年）３月 12 日（金）

４　データ等の公開

業務の実施により得られたデータ及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

第４　その他

１　安全対策

調査の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措

置を講じるものとする。

2　連絡調整

業務の実施にあたり、関係法令等により届出や申請が必要な場合には、業務担当員と事前に調整し、必要な手続きを行うこと。

なお、調査の着手時及び終了時においては、業務担当員と調整すること。

また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず調査が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。

【新十津川町美沢地区、雨竜町国領地区　銃猟実施予定地】